

財政状況等一覧表(平成19年度)

団体名 新郷村

(百万円)

標準財政規模	うち臨時財政対策債 発行可能額
1,824	92

1 一般会計等の財政状況

(百万円)

会計名	歳入	歳出	形式 収支	実質 収支	地方債 現在高	債務負担行 為に基づく 支出予定額	備考
一般会計	2,545	2,471	74	74	4,002	216	
一般会計等	2,545	2,471	74	74	4,002	216	

① ② ③

(財産区)

(百万円)

会計名	歳入	歳出	形式 収支	実質 収支	地方債 現在高	備考
戸来財産区	12	9	3	3	0	
西越財産区	26	8	18	18	0	

2 1以外の特別会計の財政状況(公営企業を含む公営事業会計に係るもの)

(百万円、%)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外>	純損益	企業債(地方債)現在高		<法適用企業>	<法適用企業>	<公営企業>	備考
			形式収支	(実質収支)	うち一般会計 繰入見込額	資金不足 ・剰余	累積欠損金	資金不足 比率		
新郷村簡易水道特別会計	45	45	0	0	212	127	—	—	—	
新郷村特定環境保全 公共下水道特別会計	187	187	0	0	1,269	1,151	—	—	—	
新郷村農業集落排水 事業特別会計	40	40	0	0	298	245	—	—	—	
新郷村国民健康保険 特別会計	502	462	40	40	0	0	—	—	—	
新郷村国民健康保険 診療所特別会計	118	118	0	0	26	7	—	—	—	
新郷村老人保健特別 会計	382	382	0	0	0	0	—	—	—	
新郷村介護保険特別 会計	401	366	35	35	0	0	—	—	—	
計	/	/	/	75	/	1,530	0	/	/	

④ ⑤ ⑥

- (注) 1 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「総純益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。
 3 資金不足及び累積欠損金は負数(Δ)で表示している。また、資金不足・剰余欄については、資金不足がなく、流動資産が流動負債を上回る場合においてはその額を正数(プラス)で表示している。
 4 「実質収支」及び「資金不足・剰余」は、それぞれ「解消可能資金不足額」差引後の数値で表示している。

【参考】連結実質収支

149 (百万円)

連結実質赤字額⑦

- (百万円)

※上記1「普通会計・実質収支」①+上記2「実質収支」合計額④+上記2「資金不足・剰余」合計額⑥

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円、%)

組合名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益		企業債(地方債)現在高		〈法適用企業〉		〈法適用企業〉	〈公営企業〉	備考
			形式収支	(実質収支)	うち当該団体 負担見込額	うち当該団体 負担見込額	資金不足 ・剰余	うち当該団体 負担見込額	累積欠損金	資金不足 比率	
青森県市町村総合事務組合	872	846	26	26	0	0	0	—	—	—	
青森県市町村職員退職手当組合	16,444	16,442	2	2	0	0	0	—	—	—	
三戸郡町村会館管理組合	21	20	1	1	0	0	0	—	—	—	
三戸郡福祉事務組合	703	662	41	41	0	238	13	—	—	—	
田子高原広域事務組合	29	26	3	3	0	66	4	—	—	—	
十和田地区環境整備事務組合	381	361	20	20	0	0	0	—	—	—	
八戸地域広域市町村圏事務組合(一般会)	9,044	8,878	166	166	0	6,678	4	—	—	—	
青森県後期高齢者医療広域連合	785	688	97	97	0	0	0	—	—	—	
十和田地域広域事務組合	3,753	3,665	88	88	0	3,087	24	—	—	—	
青森県交通災害共済組合	233	214	19	19	0	0	0	—	—	—	
計					0		45		0		

⑧

⑨

⑩

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

【土地開発公社】

(百万円)

法人名	経常損益 (千円)	資本又は正味財産 (千円)	当該団体からの出資金 (千円)	当該団体からの補助金 (千円)	当該団体からの貸付金 (千円)	土地開発公社の負債の額	当該団体からの損失補償に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	備考
計									

⑪

【その他の第三セクター等】

(百万円)

法人名	経常損益 (千円)	資本又は正味財産 (千円)	当該団体からの出資金 (千円)	当該団体からの補助金 (千円)	当該団体からの貸付金 (千円)	当該団体からの損失補償に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	備考
(財)新郷村ふるさと活性化公社	△ 6,082	△ 22,347	8,000	—	30,000	—	—	
計							0	

⑫

【公的信用保証、制度融資等に係る損失補償】

(百万円)

公的保証機関名又は制度融資等名	当該団体からの損失補償に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	備考
天災融資法の適用を受けた平成15年の天災に係る被害農家者に対し、融資される経営資金の損失補償	1	0	
計		0	

⑬

5 財政指数及び健全化判断比率

(1) 財政指数 (百万円、%(財政力指数を除く))

標準財政規模(A) (臨時財政対策債 発行可能額含む)	1,824	財政力指数	0.145	経常収支比率	95.4
実質収支比率	4.04	連結実質収支比率	8.21		

(2) 健全化判断比率 (%)

実質赤字比率	-	連結実質赤字比率	-	実質公債費比率	22.5	将来負担比率	210.7
[早期健全化基準]	(15.00)	[早期健全化基準]	(20.00)	[早期健全化基準]	(25.0)	[早期健全化基準]	(350.0)
[財政再生基準]	(20.00)	[財政再生基準]	(40.00)	[財政再生基準]	(35.0)	[財政再生基準]	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字がある場合に正数(プラス)で表示し、赤字がない(黒字又は収支均衡)場合は「-」と表示している。

【参考】健全化判断比率(実質公債費比率を除く)の算定方法

$$\text{実質収支(赤字)比率} = \frac{\text{一般会計等の実質収支①}}{\text{標準財政規模(A)}}$$

$$\text{連結実質収支(赤字)比率} = \frac{\text{一般会計等の実質収支①} + \text{公営企業以外の特別会計及び法非適用公営企業の実質収支の計④} + \text{法適用公営企業の資金不足額及び資金剰余額の計⑥}}{\text{標準財政規模(A)}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(B)} - \text{充当可能財源等(C)}}{\text{標準財政規模(A)} - \text{算入公債費等の額(D)}}$$

$$\cdot \text{将来負担額} = \text{②} + \text{③} + \text{⑤} + \text{退職手当負担見込額} + \text{⑦} + \text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪} + \text{⑫} + \text{⑬} \quad \text{(百万円)} \quad \boxed{6,817} \text{ (B)}$$

942 (百万円)

$$\cdot \text{充当可能財源} = \text{充当可能基金} + \text{充当可能特定歳入} + \text{基準財政需要額算入見込額} \quad \text{(百万円)} \quad \boxed{3,740} \text{ (C)}$$

93 (百万円) 0 (百万円) 3,647 (百万円)

$$\cdot \text{算入公債費等の額} = \quad \text{(百万円)} \quad \boxed{363} \text{ (D)}$$